

	質問内容	回答
	【概要】	
1	「第2弾 県民一家族一旅行」の概要を教えてください。	「第2弾 県民一家族一旅行」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要の回復を図るため、県民の県内旅行に対する宿泊料金の割引（1人1泊あたり最大5,000円）又は日帰り旅行代金の割引（1人あたり2,000円）の支援を行うとともに、地域限定クーポン（宿泊を伴う旅行の場合1人あたり最大2,000円、日帰り旅行の場合1人あたり1,000円）を付与する事業です。
2	販売期間について教えてください。	県内旅行会社は10月16日（土）から12月31日（金）まで、OTAは10月22日（金）から12月31日（金）までとなります。
3	対象となる旅行期間・宿泊期間を教えてください。	10月16日（土）から12月31日（金）（1月1日（土）チェックアウト分）までとなります。ただし、OTAでの申し込みの場合は開始は10月22日（金）からとなります。
4	どこで申し込むことができますか。	事務局が指定した県内旅行会社又は宿泊予約サイト（じゃらん、楽天トラベル、るるぶトラベル、JTBWEB、びゅうトラベル）にてお申し込みが可能です。詳しくは「とちぎ旅ネット」から専用ホームページをご確認ください。 https://www.tochigiji.or.jp/
5	なぜ、宿泊施設での直接予約は割引対象外なのか教えてください。	本事業は県内旅行会社への支援も兼ねており、県内旅行会社を通じた販売をとらせていただいております。なお、宿泊予約サイトについては、宿泊を予約する手段として多くの方に利用されており、即効性が高いことから、対象としております。ご理解ください。
6	割引対象の宿泊施設を教えてください。	対象の宿泊施設及び取扱旅行会社は「とちぎ旅ネット」から専用ホームページをご確認ください。 https://www.tochigiji.or.jp/
7	既に販売（予約）している商品も割引が受けられますか。	本事業の開始前に購入（予約）した商品は割引対象外となります。なお、割引適用のため一旦予約を取り消して新たに予約を取り直すことで対象とすることは可能です。その際にかかった以前の予約の取消料は旅行者の負担となります。
8	利用回数の制限はありますか。	回数制限は設けていないため、何度でも利用可能です。
9	子ども、幼児も割引対象となりますか。	宿泊旅行の場合1人1泊6,000円以上、日帰り旅行の場合1人あたり5,000円以上の旅行代金が設定されている場合であれば対象となります。
10	企業の出張案件等のビジネス利用は適用可能ですか。	ビジネス目的での利用は対象とはなりません。
11	市町等が行っている割引制度との併用はできますか。	市町等が実施する割引制度との併用は妨げませんが、併用が可能か否かは市町等にもご確認ください。 なお、市町等が発行する、旅行・宿泊代金に使用できるクーポン券等（プレミアムチケットを含む）を併用する場合は、市町等のクーポン券等の適用後の旅行代金が、「第2弾 県民一家族一旅行」の割引支援を受けられる旅行代金となりますので、ご注意ください。 例) 12,000円の旅行商品に対して、市町等のクーポン券等3,000円分を併用する場合の旅行代金 ①12,000円-3,000円(市町等のクーポン券等)=9,000円 ②9,000円-3,000円(「第2弾 県民一家族一旅行」の割引)=6,000円
12	消費税・入湯税についての考え方について教えてください。	消費税込の金額を基準の旅行代金として計算します。入湯税は予め旅行代金に含めている場合は対象としますが、宿泊施設で当日精算する場合は対象外です。
13	宿泊予約サイトのクーポンが4人までとなっていますが、なぜ4人なのか教えてください。	新型コロナウイルス感染防止の観点から、4人以下のグループまたは1家族単位でのご利用をお願いしております。
14	キャンセルした場合はどうなりますか。	通常のキャンセルと同様にキャンセル料がかかります。なお、キャンセル料は旅行者の負担となります。
15	新型コロナウイルスの感染状況により事業を中断、終了するとあるが、分かる範囲で具体的に教えてください。	栃木県新型コロナ警戒度レベルがステージ3（まん延防止等重点措置）以上となった場合は、支援の対象外となります。 また、ステージ2であっても感染状況の急速な悪化等の理由により本事業を実施することが適当でないと栃木県が判断した場合は中断、終了させていただきます。その場合、決定次第、ホームページ等でお知らせいたします。
16	旅行前のワクチン2回接種やPCR検査等は必ずやらないといけないですか。	感染防止の観点から、可能な限り実施していただきますようお願いいたします。
	【居住地確認】	
17	栃木県民であることの確認はどのように行いますか。	予約販売をする旅行会社にて身分証明書等（運転免許証や健康保険証など）により確認します。「宿泊割引利用申込書」に同行者全員の氏名と住所をご記入いただくとともに、代表者の居住地を身分証明書等にて確認します。 宿泊予約サイト(OTA)の場合は、登録住所が栃木県の方のみクーポンが利用可能です。 なお、宿泊施設でもチェックイン時に宿泊割引適用者全員が県内居住者であることを確認しますので、当日は身分証明書等の準備をお願いいたします。
18	申込みの際、全員の身分証明書が必要ですか。	旅行申込時には申込代表者の身分証明書等が必要となります。 なお、宿泊時のチェックイン又は日帰り旅行の集合地にて割引適用者全員の居住地を身分証明書等にて確認いたしますので、証明書等を当日持参いただきますようお願いいたします。

	質問内容	回答
19	県外出身の栃木県内在住者で免許証等の住所変更を行っていない場合、どのように確認を行いますか。	住所変更を行う前の免許証等と現住所宛の郵便物等と併せて提示していただくことで確認を行うこととしています。
20	家族のうち1人だけ県外在住だが、どうしたらよいですか。	栃木県内居住者であることが対象条件となっております。県外在住者である方は割引支援の対象外となりますので、通常料金をお支払いいただくこととなります。

	質問内容	回答
	【地域限定クーポン】	
21	地域限定クーポンの種類を教えてください。	1,000円券の紙クーポン1種類のみで、電子クーポンは取り扱っておりません。
22	地域限定クーポンの有効期間を教えてください。	宿泊施設又は旅行会社にて記入された地域限定クーポンに記入された日付の期間となります。 宿泊の場合はチェックイン日からチェックアウト日の期間、日帰り旅行の場合は旅行実施日が期間となります。
23	地域限定クーポンはどのタイミングでもらえますか。	宿泊旅行については宿泊施設においてチェックイン時に、日帰り旅行については当日集合時において、割引適用者全員が栃木県内居住者であることを確認した上でお渡しします。
24	地域限定クーポンはどこで使えますか。	県内の地域限定クーポン加盟店でご使用いただけます。加盟店は随時参画募集としており、最新情報は「とちぎ旅ネット」から専用ホームページでご確認できます。 https://www.tochigiji.or.jp/ ※地域限定クーポン裏面のQRコードからもご確認いただけます。
25	地域限定クーポンの現金化はできますか。	地域限定クーポンは現金と交換できません。
26	地域限定クーポン使用時におつりはできますか。	地域限定クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りはできません。
27	地域限定クーポンは宿泊代金の残額や次回宿泊時の支払いに使用可能ですか。	使用できません。
28	GoToEatの券と併用して地域限定クーポンを使用することは可能ですか。	可能です。栃木県におけるGoToEat事業の栃木食事券の事業が再開されていることが条件となります。
29	地域限定クーポンは県内の対象加盟店であれば、観光地でなくても使用できますか。	有効期間内であれば、事前登録のある県内全ての対象加盟店で使用可能です。加盟登録施設は随時募集しており、最新情報は「とちぎ旅ネット」から専用ホームページでご確認できます。 https://www.tochigiji.or.jp/ ※地域限定クーポン裏面のQRコードからもご確認いただけます。
30	地域限定クーポンに有効期間が書かれていなかった場合、どうしたらよいですか。	有効期間の日付が記入されていない地域限定クーポンは無効となります。受け取った宿泊施設又は旅行業者にご確認いただき、日付の記載を依頼してください。
	【修学旅行・団体旅行・日帰り旅行】	
31	修学旅行等における引率教員の旅行代金は本事業の適用となりますか。	適用となります。修学旅行等は特例として県外在住の児童・生徒・教員の方も適用できます。
32	修学旅行等で利用したいが対象条件はありますか。	栃木県内に所在地のある学校が行う修学旅行等のうち、県内宿泊が伴うものは対象となりますが、栃木県境をまたぐ行程が含まれる場合は対象外となります。
33	教育旅行（遠足）は日帰り旅行の割引対象となりますか。	日帰り旅行の支援対象は募集型企画商品に限らせていただいております。遠足（受注型）は対象外となります。
34	職場の団体旅行で利用したいが割引対象となりますか。	栃木県内在住者の方に限り対象となります。なお、感染防止対策に十分ご注意ください。
35	日帰り旅行はどのようなものが割引対象となりますか。	栃木県内の旅行会社が販売するパッケージツアー（誰でも購入できるバス旅行等）が対象となります。個人や団体が旅行会社に依頼して作るツアーは割引対象にはなりません。
36	栃木県内発着であれば、県をまたぐ日帰り旅行でも割引対象となりますか。	対象外です。栃木県内で完結する日帰り旅行に限り割引の対象となります。
	【宿泊予約サイト(OTA)による予約について】	
37	宿泊予約サイト(OTA)の利用方法を教えてください。	宿泊予約サイト(OTA)上でクーポンを取得した後、掲載されている宿泊施設の旅行プランを予約すると、決済時に割引が反映されます。なお、各宿泊予約サイト(OTA)により手続きが異なりますので、詳しくは「事業概要」-「割引プランのご予約について」-「OTAのご予約(宿泊のみ)」にある各社の「クーポン利用方法はこちら」をクリックし、手続きに従って予約してください。
38	宿泊予約サイト(OTA)で予約する場合のクーポンは、印刷すれば現地で使用できますか。	できません。宿泊予約サイト(OTA)上でクーポンを取得した後、宿泊施設を予約していただき、決済時に割引となります。
39	「第2弾 県民一家族一旅行」クーポンは先着利用順ですか。	先着利用順で、枚数が限られています。予約を完了する前に利用上限枚数に達した場合、利用することができません。クーポンを獲得したら、なるべく早く予約を済ませてください。
40	クーポンはどのくらいの期間キープできますか。	各宿泊予約サイト(OTA)によって異なります。クーポン確保後早めの予約をお勧めします。
41	電話予約はクーポン対象外ですか。	電話予約では、宿泊予約サイト(OTA)が発行する割引クーポンは利用することができません。宿泊予約サイト内で宿泊予約をしてください。
42	事前予約は対象外ですか。	事業開始前に宿泊予約サイト(OTA)において予約していた旅行には利用することができません。予約していた旅行をキャンセルして、予約し直すことはできますが、同じプランが予約できなかったり、クーポンが無くなっていたりすることがあり、再予約ができる保証はありません。またキャンセル料が発生する場合がありますので、再予約を行う場合は十分ご注意ください。

	質問内容	回答
43	「第2弾 県民一家族一旅行」のクーポンを誤って取得してしまいました。	「第2弾 県民一家族一旅行」のクーポンを誤って獲得してしまった場合は、何もせずそのままにしておいて構いません。クーポンは宿泊予約をする際の先着順で利用できるため、獲得しただけでは他のユーザーに迷惑を与えるようなことはございません。
44	「第2弾 県民一家族一旅行」のクーポンが使えないのはどうしてですか？	「第2弾 県民一家族一旅行」のクーポンが使えない理由として、次のことが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用上限枚数に達した場合 ・利用期限が過ぎている場合 ・クーポンの利用条件に合致していない場合 ・クーポンの利用対象外施設の場合 利用期限や対象施設が決められているだけでなく、クーポンによっては「〇名以上、〇円以上の場合に使える」など利用条件が設定されています。改めてご確認ください。
45	予約をキャンセルして再利用できますか。	キャンセルをして予約し直すことはできますが、同じプランが予約できなかったり、クーポンが無くなっていたりすることがあり、再予約ができる保証はありません。またキャンセル料が発生する場合がありますので、再予約を行う場合は十分ご注意ください。
46	栃木県民であることの証明はどのように行いますか。	各宿泊予約サイト(OTA)に登録された住所により判断されます。なお、宿泊施設でもチェックイン時に宿泊割引適用者全員が県内居住者であることを確認しますので、当日は身分証明書等の準備をお願いします。